



安易な衆院解散を憂う

柴生田 晴四

(経済倶楽部理事長)

▼突然の解散風が日本列島を吹き抜けました。麻生副総理や二階幹事長との会談で早期解散の腹を固めた安倍首相は、ロシア訪問から帰国した公明党の山口氏と会談で了承を取り付け、あわただしく国連総会へ出発しました。

▼解散の理由については、帰国後に説明するとしています。8月初旬に内閣改造が行われたとき、安倍首相は「仕事人内閣だ」と胸を張り、内閣支持率の急降下については、自ら

の政治姿勢を深く反省して、今後は丁寧な説明を心掛けると低姿勢でした。しかし、今回の突然の解散については、出発前に取り囲んだ記者団に対して「いちいち説明しない」とにべもありませんでした。

▼なぜ今解散なのか。首相の意図は深く忖度するまでもないでしょう。北朝鮮の挑発行動が続く中で内閣支持率が大幅に回復、一方代表の交代が行われたライバルの民進党は人事でつまずき、離党者が相ついで続きます。新党立ち上げを進める小池都知事のグループの機先を制し、臨時国会における「森友・加計」問題の追及を避けるためには、今こそ千載一遇のチャンスというわけですね。

▼解散の「大儀」を何に求めるのか。首相周

辺では、来年に予定されている消費税率引き上げに際して、全額を財政健全化に充てるのではなく、教育の無償化など現役世代への給付拡大に充てることを争点に打ち出したい考えのようです。しかし、こうした問題は、まさに国会で議論を尽くし、もし議論が紛糾するようであれば、そのときこそ国民の信を問えばいいのです。国民は国会における議論と議員の言動を見て、投票を行います。選挙は国民による議員と政党への通信簿です。国会の議論もないままに選挙に走ることは国会と国民をないがしろにするものです。

▼「解散は首相の専権事項」と政界関係者は当然のように口にします。しかし、解散権が首相にあるとは日本国憲法のどこにも明記さ

れていません。第69条には、内閣不信任案が可決されるか、信任案が否決されたときには、内閣は総辞職か衆議院解散かを選択することができますとしています。内閣が自らの判断で任意の時に解散を命ずることができるとの条文はどこにも存在しないのです。

▼首相に解散権があるとする根拠は、天皇が国事行為として解散を行うに当たって内閣が「助言と承認」を行うとする第7条に拠っています。「首相の解散権」は歴代の政権が恣意的に憲法を解釈してきた結果に過ぎないのです。日本同様議員内閣制を採用するドイツとイギリスでは、内閣の不信任されたとき以外の解散の道を封じる方向です。安易な解散は健全な議員内閣制を揺るがしかねません。